

合衆国における流言制御——批判的分析

真 田 孝 昭

序 論

本稿の目的は一九六〇年代後半に合衆国諸都市において、人種差別問題をきっかけとして発生した騒乱に対処するためいくつかの都市で行なわれた流言制御(Rumor Control)の試みの状況を紹介し、流言制御の問題点を明らかにすることにある。

他国の内政問題に関連して発生した流言問題をあえてとりあげる理由は、一つにはわれわれの社会もまた背景は異なるにせよ、たとえば豊川信用金庫小坂井支店の取付騒ぎや静岡県での余震情報騒ぎにみられるように、流言という現象から自由ではないからである。さらに戦後のわが国では、流言の打消しに際してマスメディアによ

る報道および責任ある地位にある人物がマスメディアを通じて流言を否定するという形のいわば遅効性の流言対策がとられているのたいして、合衆国における流言制御の試みがいわば速効性を旨とし、流言を芽のうちにつみ取ることを目的としている点で興味を持たれる。

ところで流言を打消す試み、流言の悪影響を排除する試みの歴史は古い。社会心理学の文献にみる限りでも、合衆国の場合についてはオルポートとポストマンの著書⁽¹⁾に第二次大戦中の戦時情報局や各種報道機関が行なった「流言診療所(Rumor Clinic)」というコラムあるいはラジオ番組の試みが、紹介されている。第二次大戦中のわが国の場合は、憲兵隊による流言流布者の捜査・取調べ・処分という形で流言對抗策がとられていた。⁽²⁾ 流言

をクレディビリティ・ギャップの問題としてとらえる人びとは、為政者にとって不都合な事実であってもあえてそれを公表することが、公的機関の発表を信頼しうるものにし、流言の発生を防止する唯一の方法であるという結論に達している。⁽³⁾ このような結論はきわめて常識的であるけれども、たしかに戦時下の流言などのうちの自軍の人的・物的損害のように客観的に確認することの容易な部分にかんする流言の対策としては大変よくあてはまる。けれども、政治的な対立が存在する場合には、「事実」とか「事の真相」それ自体があいまいになるのではなからうか。

流言制御センター出現の背景と実態

合衆国諸都市で一九六七年から行なわれるようになった流言制御の試みの基本的な目的は流言を調査し、流言の真偽を確認し、間違った情報が流布するのを阻止するために正確な情報を広めることにあるとされている。この流言制御のための組織（もしくは設備）は、流言制御センター (Rumor Control Center)・流言セントラルセンター (Rumor Central)・真偽確認センター (Verification Center)

(Rumor Central) その他さまざまな呼称を持っているが、以下ではすべて R C C と略すことにする。こうした試みの暗黙の究極目的は人種間の対立にまつわる流言を制御することによって、当時各都市に広がりつつあった人種暴動を鎮静化させることにあった。このような試みの最初のもは一九六七年四月開設のロサンゼルス・ワッツ・コミニケーターであった。⁽⁴⁾ しかし後の多くの都市の流言制御の試みのモデルとなったのは、シカゴの流言セントラル (Rumor Central) であった。これは一九六七年六月二六日、活動を開始した。

特にシカゴでこうした試みを他の都市が模倣するにいたったのは、上院のカーナー委員会と合衆国司法省によるところが大きい。カーナー委員会は、流言の有害な影響に言及した後、シカゴの「流言セントラル」の試みを革新的な方法として積極的に評価した。「流言は委員会によって研究された騒乱の六五%以上について、緊張と騒乱を考慮に値するほどに深刻化させていた。時としてはタンバおよびニューヘイヴンにおけるように流言は偶発的な事件を騒乱に変えてしまう火花の役割を果した。他の地域、とりわけデトロイトやニューアークのよ

(25) 合衆国における流言制御

うに流言が促進要因でも動機づけ要因でもなかった地域においてさえ、扇動的な流言が警察や地域社会の指導的地位にある人びとの仕事をきわめて困難なものにした：…経験の示すところでは、流言の有害な影響は、警察、公的機関の職員、地域社会の指導的地位にある人びとがすみやかにかつ効果的に事実を知らせるならば防止できるのである……革新的な方法は『流言センター』——騒乱につながりうる流言を収集し、評価し、それに対抗することを職務とする部局——という方法である。もつとも効果的であるためにはそのような部門は警察署の外に設置される方がよいだろう。いずれにせよそのような部門は警察その他の公的機関の職員と緊密な関係を保ちながら作業をすすめるべきである。』さらにカーナー委員会報告は第四部の補遺の中で「流言センター」についての説明を補足して次のように述べている。「たとえばシカゴでは人間関係にかんする委員会 (Commission on Human Relations) (後出) の中に設立された『流言センター』部門が紛争を防いだ。一人の黒人が口論の末、白人の店主に射殺され、この白人店主は警察に拘留されたのであるが、白人は逮捕されないだろうという流言が

近隣に広がった。この間違った情報は、あるラジオ局によって取りあげられ放送された。しかし流言センターは、その事件についておよそ五〇〇件の問い合わせを受け、警察から事実を得て、その事実を地域社会の指導的地位にある人びとと報道機関に通報した。これは警察が緊張を鎮静させるのを明らかに援助した。』以上のように、カーナー委員会は、間違った情報が人種間の対立を激化させることがあること、そして情報の真偽を確認する機関を設置し正確な情報を流すことによって誤報の流布を防止できること、この二つの見解を示すことによって、他の諸都市への「流言センター」の普及を促すことになった。これに加えて、合衆国司法省の主催のもとに、一九六八年六月シカゴにおいて「流言制御センター」を設置する価値」というテーマで全米各地の関係者の会議が行なわれたことも、その後「流言センター」に類する組織が各都市に普及するのを促進したと考えられる。文献にあらわれている限りで司法省は予算面での援助は行なっていないが、各都市が流言制御の経験を分かち合うことを奨励した。

それではいくつの都市で流言制御の試みが行なわれた

のであろうか。実態は十分に把握されてはいない。プラグミス大学のレンバーク暴力研究センターの記録では九七の都市がなんらかの形でこのような試みを行なったことになっている。⁽⁸⁾ また別の調査によると、一九七〇年に人口三〇万以上の都市四五のうち二六の都市が流言制御の試みを行なったとされている。一九七四年現在で人口一〇万人以上の都市のうち三六の都市が流言制御組織を運営していたとロスノーとファインは報告している。⁽⁹⁾ また司法省のベルツの覚え書きによると、一九七四年現在で常設の流言制御組織を持っている都市はシカゴ、デンバー、デトロイト、ランシング、マイアミ、ボストンの六都市である。⁽¹¹⁾ 実数のとらえ方がまちまちなのは危機的な事態に対処するため、その時だけ特別に開設されたテレフォン・サービスや、流言にたいする警戒心をたかめるキャンペーンの期間に「流言電話 (Rumor Phone)」といったものを置いたというような短命の試みから、自殺の危険のある人間や家出人についての相談、消費者苦情相談、環境についての苦情相談などの緊急情報サービスをかねて常設されている機関といったものまでが存在するためである。なおポンティングが調査した一

六の流言制御組織のうち四つの組織は電話帳に掲載されてさえいなかった。⁽¹²⁾ 緊急事態に際しては報道機関を通じて電話番号が公表されるのであろうが、通常は遊休状態にあるということである。

流言制御機関の目的と機能

カーナー委員会が、報道機関の発達した合衆国においてさらに報道機関とは別の情報サービス機関を設置することを高く評価した理由は、①報道機関が十分な取材をしないままに報道している。②情報提供者の通報を確認せずそのまま報道している。③思弁と想像に基づく予想記事を掲載しているといった評価を持ったからである。⁽¹³⁾

流言制御機関には、前にあげた流言の制御の他にそれぞれの都市によってさまざまな公式の目的が付与されている。目的にかんしては二つの報告があるがこれを整理すると次のようになる。

- (1) 流言の制御①人種暴動に通じるような有害な流言を収集・分析し流布を阻止する。②市民にとっての信頼すべき公式の情報源となる。③流言にたいする市民の警戒心をたかめる。

(27) 合衆国における流言制御

(2) 緊急事態に対応するための他の諸機関の援助①都市の公的諸機関と関係民間団体が必要とする情報を中継伝達することによって緊急事態に効果的に対応できるようにする。②交通を制御する。

(3) 仲介・緩衝機能——行政当局と市民、対立する集団のコミュニケーションを促進する。

(4) 不安の除去——流言にともなう恐怖や不安を鎮める。

(5) 照会・情報サービス業務——法的権利の擁護を含む。

すべての流言制御機関がこれらの目的をすべて共有しているわけではない。ポンディングはこの他に、市民の不満・攻撃性の「代理的はけ口」⁽¹⁵⁾の機能をあげている。

さらにワシントンD・Cやロサンジュルス⁽¹⁶⁾のR・C・Cのように社会事業に類することまで行なった機関もある。

設備・人員・予算

もっともわかりやすい予算という指標をとってみると、流言制御機関の規模は都市によって大きく異なることがわかる。クノッフによるとカリフォルニア州サンバーナーディーノの予算は年間四万ドルであり、同州サンマテオの予算は年間わずか一二六ドルである（これは一台の電

話の概算料金である⁽¹⁶⁾。

ベルツの覚え書き、「流言制御センターもしくは真偽確認センターの目的と有効性」は、単一のもっとも大きな費目は、当然のことながら専任スタッフの給与であるとし、費用削減のためにボランティアの援助に頼ることが望ましいとしている。次に大きな割合を占めているのが、電話の設置とその料金である。ベルツの示した項目は次のようになっている。

1 「管理責任者（一名、専任）」

2、確認担当者用の電話二回線

3、回転台つきの三〜六台の受信用電話（できればライト・ボタンつき）

4、三ないし六名の電話による回答者を収容できる事務室

5、事務室に隣接する真偽確認担当者のための小さな

部屋（望ましいが必須ではない）。職員のための書簡用紙、テーブル、椅子、黒板、什器、軽食、飲料⁽¹⁷⁾水。

公表されている設備・備品の目録のうち、もっとも詳しいのは、教会組織を母体として作られたニューヘイヴ

ンの地域社会情報センター (Community Information Center) のものである。

「A、メイン・ルーム

1、近接地域、病院、刑務所を記したニューヘイヴン
の大版壁かけ用地図

2、電話八回線

a、受信用の三つの連続番号の回線

b、発信用の電話帳に掲載されていない四回線の電
話

c、黒人地域センターとの直通回線

d、午後五時以降に利用できる教会協議会の電話二
回線

回線

3、四つのカードファイル

4、範疇別電話帳

5、マスターファイル

6、情報記録票

7、法的援護のための記録票

8、揭示用カレンダー

9、頻繁に通話される電話番号を記入し、壁に揭示す
るための大型カード

10、数枚の小型市内地図

11、四冊の市内電話帳

12、四冊の「コミュニティー・サービス電話帳」

13、黒板

14、揭示板

15、イェール大学の電話帳

16、インターフォン

17、謄写機(手動)

18、事務用品

a、三台のタイプライター

b、コピー機械

c、紙

d、ペンとマーカー

e、テープ

f、地図用のピン

g、はさみ

h、ファイルカードとファイルボックス

19、テーブルと椅子

20、非常用備品

a、フラッシュライトとランタン

(29) 合衆国における流言制御

b、食糧品
c、簡易ベッドと寝具

B、ニューズ・ルーム

- 1、二つのテレビジョン
- 2、三台のイアフォンつきラジオ
- 3、警察用ラジオと受信票
- 4、インターフォン・レシーバー
- 5、三台のタイプライター
- 6、数枚の市内地図とマーカー

(18)

この組織はベルツの覚え書きに示されたモデルよりも設備の点ではかなり大がかりであるけれども、人力にかんしてはそのすべてを無料奉仕のボランティアに依存している。ミドルトンとランナーはこのC I Cの予算案そのものを示してはいないがこの情報センターに比肩しようようなセンターの開設予算例を示している。開設のための費用総額は一、九九一ドルである。

他の都市の流言制御センターのモデルとなったシカゴの流言センターについては、いずれの報告にも詳細な設備目録や予算案は示されていない。しかし報告されて

いる限りでは繁忙をきわめる時期には、一〇回線の電話が使用され、その電話にオペレーターが配属される。さらに警察、消防署その他の市機関とを結ぶ交換台がある。その他に二名が、流言の真偽を確認したり、各期間からの報告を処理する任務にたずさわっている。⁽¹⁹⁾

なおR C Cの所在地名を明らかにせずに発表されているボランティアの報告によると彼が調査した一六の組織で危機的な時期に動員されるスタッフの数は一名から一三名の範囲にあり、平均は六ないし七名である。さらに危機的な状況にあつては一二五名ものフィールド・ワーカーを現場に取材のため派遣する体制を持っている組織もあつたとボランティアは報告している。⁽²⁰⁾

以上のようにR C Cの規模は、かなり大がかりな設備とスタッフを動員できるものから一本の電話と一名の電話当番がいるだけのものまで、大きな範囲にばらついている。

考察——技術上の問題と成果にたいする疑問

(1) 技術上の問題

ボランティアは自分の研究したR C Cの大部分が、エチオニアのいう「断続的」構造⁽²¹⁾を持っていると述べてい

る。人種間の緊張・対立を背景とする流言だけでなく、一般に流言を制御するための機関を設立するとすれば、それは断続的な構造を持たざるをえないだろう。流言という現象そのものが予測不可能な断続性を持っているからだ。大学のサマースクール、祭礼、博覧会、選挙運動に対処するための政党の組織といったような、エチオニアのあげている断続的構造の例の多くは、あらかじめ予測可能な一定の規則性をもった、しかも活動規模についても組織を構成する人びとが一定程度まで予期することができるよう活動に応じたものである。ところが、流言に対応する組織にはこのような予測が与えられない。きわめて、やっかいな断続性に対応しなければならぬのである。こうして流言制御センターは、最初から次のような難題をかかえることになる。(1)きわめて長期にわたって休業・遊休状態となる可能性をもっているにもかかわらず、その最小単位をいかにして維持していくべきか。(2)最大の規模をどのようにして定めるのか。休業状態の無駄を省くために、最小単位をも消滅させてしまうとすれば、一旦緩急の際に一挙にフル操業に入ることばできなくなる。またセンターで働く人びとのすべてが事

あるごとに未経験の新人であることは望ましくないことであろう。重要なのは人的側面だけではない。設備の面とりわけ電話が問題となる。住民にセンターを利用してもらうためには、センターの電話番号は、電話帳に掲載され、さまざまな機会を通じて、住民に周知徹底されていることが必要である。ということは、ピーク時に必要な電話が開店休業状態にあっても、維持されていなければならぬということである。第二の問題もまた深刻である。どれだけの人びとが流言に巻きこまれるのかを予想することはできない。いうまでもなく対応できる最大限の騒ぎをどのように設定するかは第一の問題と密接に関連している。維持される電話の回線数を少なくすることによって休業状態に浪費される資金を節約しようとするならば、センター設立の本来の目的は失なわれてしまう。すなわちもっとも深刻な事態において、センターは効果を発揮できなくなってしまふのである。合衆国全体のRCCのモデルとなったシカゴ流言セントラル、(一〇回線)でさえ、一九六八年四月四日、キング牧師が暗殺され、それをきっかけとしてシカゴ中に放火が行なわれる事態では機能麻痺に陥ったと報告されている。数はわか

らない多くの人びとがいくら電話をかけてもお話し中のシグナルばかりで、ついには恐慌状態におちいることがあったと報告されている。インディアナ州サウス・ベンドでは、もっとも深刻な状況で誰も電話に応じる者がいなかった。⁽²²⁾

ベルツの覚え書きに示されている電話の回答者が守らなければならぬ基本的事項の一部は、この問題に対応するために考えられたものであろう。たとえばベルツは「長電話をしたりさせたりしてはならない。」「要求されている以上にこちらからすすんで情報を提供してはならない。」「電話による質問者に今市内で何が起っているかをすべて話してきかせるなどということをしてはならない。質問者には地域のラジオ、テレビ、新聞を利用することをうながす。」と述べている。⁽²³⁾このような努力はすべて、一件の問い合わせを処理するに要する時間を短縮するのに役立つであろう。しかしマス・メディアにたいする不信から生まれたRCCが地域のラジオ、テレビ、新聞の利用をうながさざるをえないという点は重要である。市民がRCCを信憑性のある情報源として信頼するようになっていけばそれだけ回線輻輳が生じるのであり、

まことに当然のことながら、テレフォン・サービスは、情報量の点でも到達範囲の点でも、マス・メディアに劣ることをRCCを推進する側が自ら認めていることになろう。危機的な事態に際しては、RCCは問い合わせ内容を分析して、市民がどのような情報を要求しているかを知り、マス・メディアに市民側の要求に応じてもらうということになるのであろう。

(2) 成果についての疑問

タモツ・シブタニは、特にRCCに関連してではないが、一般的にいつて何らかの機関が流言の流布を防止することに成功したか否かを査定することは困難であると指摘した。⁽²⁴⁾なぜなら流言が、一部にそれを信じる人びとがいてもなおおかつ広まらなかったとしても、それはもともと広まりえないものであって、とりわけて対抗策をとる必要がなかったのかもしれないからだ。RCCにたいして批判的な立場をとっているクノッフは、「成功が賞讃のことばで測定できるのならば、RCCはその機能を十分に果した⁽²⁵⁾」ときわめて消極的に評価する。報告されている限りで、もっとも目ざましい成果をあげたといわれているのは先にあげたワッツ・コミュニケーターであ

る。ワッツ商工会議所が設置したこの情報サービスは、工業団地 (industrial park complex) 建設計画に反対して行なわれるはずであった大がかりなデモを押えることに成功したといわれている。⁽²⁶⁾しかしこの場合にも、もともと反対派の影響力は大きくなかったのかもしれないし、その上このワッツ・コミュニケーションはテレフォン・サービスによる宣伝機関であって、宣伝に成功したとはいえても、流言の制御に成功したか否かはあまいである。反対派の信念が間違っていたのか否かは先になってみなければ明らかにならないにちがいない。

流言が流布しなかったか否かというRCCの評価基準が不確かなものだとするれば、やはり完璧ではないけれども、地域住民全体がRCCを信憑性のある情報源としてどれだけ信頼したかという指標を成果の基準とみなすしかなくなる。この点にかんして、RCCを利用しうる可能性をもった人びと一般についての調査は行なわれていないけれども、少なくともシカゴ、ワシントンD・C、デトロイトにかんする限りでは電話による問い合わせをしてきた人びとの大多数が白人であり、RCCのもっとも重要な訴求対象であった黒人からの問い合わせはほとんど

なかったと報告されている。⁽²⁷⁾ポントイングはこの理由の一部が電話利用の文化差にもあるのだからと述べている。⁽²⁸⁾いいかえると彼は黒人住民には電話を利用する習慣がないのだと示唆しているのである。しかしもちろんポントイング自身が指摘しているのだが、黒人側がRCCを利用しなかった主要な理由は電話利用の習慣などといった単純な問題ではない。多くのRCCの母体となったのは公的私的機関の人種差別にたいする不服申し立てのために都市行政機関に付属して設置されている「人間関係にかんする委員会」「地域社会関係委員会 (Community Relations Commission)」⁽²⁹⁾であった。ポントイングの調査した一六のRCCのうち一四までがこの種の委員会を母体としていた。この種の委員会は、一応人種差別廃止を目的としていたとはいえ、差別廃止にかんして大きな権限を与えられておらず、いずれにしても都市行政機関の一部であったので、いわゆる「エスタブリッシュメント」の一部とみなされる可能性を持っていた。これこそが、黒人側の利用者が少なかったもっとも大きな理由である。RCCを積極的に評価しているウィリアムズとエアチャックもまた「選択的知覚」という用語を用いてこの事実

の存在を認めている。「RCCが都市行政機関内にある所ではどこにおいても、暴力を縮小するにあたってのRCCの効果は『選択的知覚』という現象に影響され続けるであろう。」⁽³⁰⁾ 彼らはデータをあげてはいないが、騒乱に加わる人びとほどRCCのサービスを利用しないだろうと推測しているのである。これらの人びとにとってRCCは正当性を持ってはいなかった。流言制御の究極目標が暴動の防止にあることは明白であったので急進派の側からみればRCCはまさに抑圧の道具であった。実際報告されている限りで多くのRCCが警察との密接な関係⁽³¹⁾を維持しており、地域社会の緊張度の「バロメータ」となる⁽³¹⁾とか、もっと積極的には電話によって得た「内報」⁽³²⁾を通報するといった形で警察に協力していた。黒人側にたいして正当性を持たなければRCCはほとんど無意味になってしまうはずである。そこでポンティングは、RCCをもっと黒人住民向けの、黒人住民にサービスを提供するための機関にすることを目的とした改革の方向を示唆している。この提案は次のようなものである。「(1)媒体としての電話に依存することから離れ、脱中心化、つまり既に黒人にとって正当的であるような

諸集団への融合に向かって構造を変化させる。(2)特に黒人にとって意味のある課題をになう方向へ機能を変化させる。(3)黒人居住地区とより多く接触できるように、またRCCに正当性を与えることのできるような地域社会全体に広がりを持っている諸集団とより多く接触できるように、組織態勢を付随的に変化させる。」⁽³³⁾

このような改革をもってしても、RCCが必ずしも成果をあげえなかったことを示す例が二つある。ロサンゼルス⁽³⁴⁾の「流言制御情報センター」(Rumor Control and Information Center)は、「有色人地位向上全国協会(NACP)」を母体として設立された。NACPは比較的黒人側にとって正当性を有する民間団体である⁽³⁵⁾とみてよいであろう。またこのセンターは、黒人住民にとって意味のある課題をになっていた⁽³⁶⁾のであり、職業案内、福祉関係の情報サービス、法律相談といった業務を行なっていた。報告によるとこのセンターは開設直後の一〇日間で一万五千件以上の電話による問い合わせを受けている。このセンターを推進する側のNACPロサンゼルス本部会長は「これは黒人と白人、闘士であれ実業家であれ、すべての人びとを共通の討論の場につれ出た

めに考案された唯一の方法である」と語っている⁽³⁴⁾。それにもかかわらず、黒人向けの新聞はこのセンターをもつばら黒人市民を弾圧することを目的とした「スパイ網」としてとらえ、その非倫理性を批判しているのである⁽³⁵⁾。さらに付随的に問題となるのは、問い合わせ件数である。

RCCを推進する側が、その成果の指標とするのは問い合わせの件数である。具体的なデータが公表されていないため判断を下すことはできないが、RCCが流言の制御にとどまらず住民への公共情報サービス機関としての色彩を強めるにつれて、問い合わせ件数は増加するにちがいない。そうなると、RCCそのものの目的の点からみて、成果をあげているか否かは問い合わせ件数によって判断することはできなくなるであろう。さらにもう一つポイントを示す例がある。ロスノーとファインは、まさにRCCに類する機関が最初から「脱中心化」されていて、利害関係を異にする集団のそれぞれに信頼されるような情報センターが共存した例を報告している。これはボストンでの「パッシング」をめぐって生じた出来事である。一九七四年夏連邦第一級裁判所はボストンの公立学校にお

ける差別を廃止すべきであるという判決を下した。ロスノーとファインによると、政治的に穏健で判決を実行する決意をもった市長室、パッシング反対だがやむをえないとする教育委員会、人種差別反対の立場にたった黒人居住地区の情報サービス機関である「フリーダム・ハウス」のそれぞれが情報センターを設置し、さらに白人居住地区であるサウス・ボストン地区にも、情報センターが設置されたという。最後のものはパッシング絶対反対の立場に立っていた。ロスノーとファインは異なった情報センターが必ずしも同じ情報を流したわけではないので少なからぬ混乱が生じたと報告している⁽³⁶⁾。それぞれ政治的立場を異にする集団に信頼される組織が母体となつて情報センターを設置したことによって、政治的イデオロギーの違いが情報の違いとなってあらわれたと考えられる。おそらくこれは丁度私たちが政治的な争点となつている問題にかんして各種の政党機関紙から異なった情報を得るのに似ているといつてよいだろう。さまざまな組織が情報サービス、テレフォン・サービスを行ない対人的な形で情報提供することは無意味なことではないが、争点の解決には役立たない。ロスノーとファインはボス

トンにおけるこの例を評価するのだが、その評価にはあまり迫力がない。「それらが少なくとも正確な情報を提供しようとする努力し、役に立とうとする誠実な願望を持ち、人びとにうっ積した不満をはき出す場所を提供した限りにおいて、われわれはその考え方を地域社会に奉仕する一手段として評価する。」

報告されているこれらの二つの例からみてもポンティングの改善策が、RCCの目的と機能を変化させることによってその存続をはかることには貢献しても、紛争に結びつく流言の制御には貢献できないことは明らかである。結局のところ、RCCは人種差別に起因する騒乱や紛争にたいする対策としては役立ちえなかったのである。この理由は、すでに述べてきたことから明らかであるが、ここで整理しておきたい。

クノッフは、RCC推進の立場に立っている人びとが二つの間違った仮定をしていると主張する。一つの仮定は、この場合の流言が事態のあいまいさを解決するために入びとが「即興的に作りだすニュース」であるというものだ(38)と彼はいう。この仮定の帰結は、人びとをあいまいでおぼつかない状況におかないこと、したがって真偽

を確認した根拠のある情報を流すこと、これらの条件を満たさずすれば、流言は防止できるといふ考え方である。ウィリアムズとエアチャックのRCCについての評価は、この考え方の典型的なものである。彼らはたしかに次のように述べている。「流言形成と『ニュースの即興的作成』にたいする代替策はたしかに存在する……そしてこれこそわが国諸都市におけるRCCの機能である。」(39)しかしクノッフはシブタニ理論を応用したこの考え方は少なくとも人種間の対立にかかわる限りであてはまらないと主張する。人種間の対立に際して問題となっているのは、それぞれの人種がおたがいにたいして持っている「敵対的な知覚と信念」(40)でありしかもそれはあまりにも明瞭であり、あいまいな状況はいささかも関係がないのだというのである。クノッフの指摘する第二の間違った仮定は、流言が暴動の原因であり、RCCはその解決策であるといふものである(41)。さまざまな報告による

ともしろんこのような仮定がすべてのRCC関係者に共有されていたわけではない。しかしながらカーナー委員会報告を読み違えて、流言が騒乱を「引き起す」のだとし、RCCを暴動対策の万能薬とみるような論調が目立

つと指摘しそのいくつかを引用している。カーナー委員会報告は、流言を紛争の「火花」といつているのであって、決して原因であるとはいっていない。たとえばカーナー委員会報告が指摘しているように、タンバがかかえていたもっとも深刻な問題は、黒人が人口の二〇%を占めているにもかかわらず、市議会にも教育委員会にも一人の代表も選ばれておらず、また警察をとってみても幹部クラスには一人の黒人もいなかったこと、また半数以上の黒人世帯が年収三千ドル以下であったことであるといつてよからう。⁽⁴²⁾クノッフはさらにすすんでこのような対症適応と原因適応とのとり違えによって成り立つRCCが、結果的に人種差別不平等といった真の問題から人びとの目をそらす役割を果すと主張するのである。根本的な問題は流言の真偽を確認することにはないということである。クノッフの見解は、一九三七年に書かれた清水幾太郎の流言対策批判と完全に一致している。「一つの流言蜚語の背後に何が立つてゐるか。報道の姿を借りてゐるものは如何なる要求であるか。……、真か偽か、事実一致するか否か、このやうな問題は政治の大業に携はるものの第一に念頭に置くべきことではない。」⁽⁴³⁾要

するに背後に存在する社会問題を解決することが先決だということである。このような指摘は必ずしも流言一般にあてはまるわけではないけれども、人種間の対立への対策としてのRCCには明らかにあてはまっているように思われる。

クノッフが指摘している以外にもRCCの背景にある仮定についてはまだあいまいな部分が残っている。第一の問題は、「扇動的な流言」や「有害な流言」の意味である。この場合には「明白に間違つた信念」と「権力を掌握している体制にとって都合な信念」⁽⁴⁴⁾とは必ずしも明確に区別されてはいないようにみえる。「真実を伝えるのであって真実以外の何物をも伝えない」というテーマを、すべてのRCCが守つたかという問題である。ポインティングは調査にあたって、仮定の上の質問ではあるけれども適切な質問をRCCの責任者たちに提出している。この質問は、あなたはもし正確ではあつても暴動をたきつけることになりかねない情報を公表するかしないかという決断を迫られたとしたらどうするか、という意味のものであつた。彼は、「私たちは市の行政機関を代表していることを自覚すべきである。」という回答から

「私たちは嘘をついて後になって人びとに私たちが信用できないことをさとられるよりはむしろ私たちのクレディビリティを築き上げたい」という回答まで、RCCが行政機関の一部であるか、中立的であろうとするかによって明瞭に異なった意味をもつ回答を得ているのである。⁽⁴⁵⁾ このことは、当局にとって不都合な信念の流布を防止することを目的としたRCCが存在したことを意味している。そして、この場合には報道管制に類する情報の管理が行なわれることになろう。このことが少数集団側にRCC不信を生み出したことは想像にかたくない。

第二の疑問は、対立する集団間に生じた事件について「真偽の確認 (verification)」が果して可能かという問題である。流言との関連で問題となるのは、現に起っている事件だけではなく、過去に生じた事件であり、将来起りうる事件である。しかも現に起っている事件でさえ、数人のフィールド・ワーカーを現場に派遣して、相互の観察を照合したとしても真偽の確認はさほど容易ではない場合があるだろう。RCCの推進者たち客観的事実はただ一つしかなく、それは確認・検証が可能であるという暗黙の楽天的な仮定を持っているようにみえる。具体

的な例をみよう。カーナー委員会報告の中にはタンバの暴動のきっかけとなったとみなされている「流言」のものになった事件についての描写がある。⁽⁴⁶⁾ これは一九歳の黒人窃盗容疑者を白人警官が射殺した事件である。黒人居住地区の中で容疑者を追跡していた警官の後から三人の黒人の若者が追いかけていた。この三人はいわば野次馬である。白人警官は容疑者に停止を命じた。しかし彼は止まらなかった。そこで警官は三八口径の拳銃を発砲し、弾は容疑者を貫通した。容疑者は手の上にあげた姿勢で柵にたおれかかった。まさにそこへ三人の若者が追いついてこの状況を目撃することになった。黒人側の解釈は、手をあげてまさに降服しようとしている丸腰の黒人を警官が射殺したというものであった。拳銃発射の瞬間の中立的な目撃者が存在しない以上事実は永遠の謎であるようにみえる。

当時タンバにはRCCが無かったのだがこのような場合に他の都市のRCCがしているように、警察を真偽確認の情報源として利用することは、警察によって定義され解釈された「事実」、清水幾太郎の用語でいえば「第二種及第三種の事実」と流言とを照合することになるに

すぎない。警察の残虐行為がとりわけ重要な争点であった時に、黒人側にとってこれ以上無意味なことはなかったであろう。人間同士の紛争が問題になる時、RCCは公的機関が下す定義を受けられるように多くの人びとを説得する機能を果たすにすぎないのである。

結 論

おそらく社会統制の手段としてのRCCは関係者の穏健で誠実な願望と善意にもかかわらず、成果の不確かな試みとして社会心理学の文献に残ることであろう。多くのRCCが開設一年目で消滅したと報告されていることはこのことを裏付けている。また存続しているRCCは社会統制を目的としたものではなく、行政機関の施策の受益者としての市民への情報サービス、つまりわが国の市役所の広報課などとよばれている部門が提供しているサービス、あるいは市民相談の窓口が担当しているサービスにその内容を変えているようにみえる。

明らかに流言のきっかけとなっている事象それ自体が政治的な争点である場合には流言制御の試みは無意味である。政策決定の問題がからんでいる限りで、とりわけ

行政機関に付属するRCCが提供する情報サービスは、「パブリック・リレーションズ・サービス」とでもよぶべきであろう。権力を掌握している側が反対派の政治的信念を流言、すなわち根拠のない情報としてとらえ、それを制御するととなえることになれば、RCCという名称そのものが反対派にとっては欺瞞的にみえるであろう。この場合の、RCCは、結果的に不成功に終るにしても、反対派の影響力を間接的に封じ込める手段として機能することになるからだ。このような状況にあって、特定の情報地域社会のあらゆるセクターに浸透させることを第一の眼目とするならば、送り手は党派別のRCCに頼らざるをえなくなる。この場合のRCCには、誰かが質問に応じてくれるという利点以外に、党派別のマス・メディアに勝る所は何もない。

流言制御ということが意味を持つのは、私人の名誉毀損にかかわる流言というきわめて複雑な問題を除外して考えるならば、その流言を信じて行動した人びとが後にあって自分の行動が無益であるだけでなく、自らに損害をもたらしたと全員が一致して認めることが明白な場合だけである。しかしわが国についていえば、その場合で

も、電話や時として無線までが利用されて伝播して行く今日の流言にテレフォン・サービスマンで対抗することはできなからし、流言のためだけに行政機関や報道機関がテレフォン・サービスマンを行なうことは予算の点からみて考慮の外だということにならう。結局、行政機関や報道機関が常置されている電話を通じての住民からの問い合わせを分析し、明白な誤報が影響力を持ったと判断した時にマス・メディアを通じての打消しとどう対応策を講じていくかならうであろう。

(39) 合衆国における流言制御

- (1) Allport, G. W., and Postman, L. J. *The Psychology of Rumor*. New York: Holt, Rinehart & Winston, 1947. 南博訳「噂の心理学」岩波書店、一九五二年。
- (2) 池内一「太平洋戦争中の戦時流言」*社会学評論* 6、一九五一年、三〇—四二。
- (3) 清水幾太郎「流言書語」日本評論社、一九三七年、三—四。『新学芸』四二—四六。『新学芸』。
- Shibutani, Tamotsu *Improvvised News*. Indianapolis: The Bobbs-Merrill Company, Inc., 1966, p. 208.
- (4) Southern California Business "Rumor control center tells what's happening." October 22, 1968, pp. 48—49.
- (5) *Report of the National Advisory Commission on*

Civil Disorders. New York: Bantam Books, 1968, pp. 326—327.

- (6) *Ibid.*, pp. 487—488.
- (7) Middleton, J., and Runner, P. M. "Community information center." *Journal of Intergroup Relations* 1, 1972, p. 3. Rosnow, R. L., and Fine, G. A. *Rumor and Gossip*. New York: Elsevier, 1976, p. 134.
- (8) Knopf, T. A. "Rumor controls: a reappraisal." *Phylon* 36, no. 1, 1975, p. 24.
- (9) *Ibid.*, p. 24.
- (10) *Op. cit.* p. 122.
- (11) Peltz, Arthur A. "Purpose and usefulness of rumor control or verification center." *心理学前報* 4、ケンネディマンの著書に収録された要約版を用いた。*Op. cit.* p. 137.
- (12) Ponting, J. R. "Rumor control centers: their emergence and operations." *American Behavioral Scientist* 16, 1973, p. 394.
- (13) *Op. cit.* pp. 372—373.
- (14) Ponting, *op. cit.* 4—45 Knopf, *op. cit.*
- (15) *Op. cit.* p. 396.
- (16) Knopf, *op. cit.* p. 24.
- (17) *Op. cit.* pp. 135—136.
- (18) Middleton and Runner, *op. cit.* pp. 30—31.

- (19) Williams, L., and Erchak, G. "Rumor control centers in civil disorders." *Police Chief*, 1969, p. 28 号
 43 Knopf, *op. cit.* p. 24.
- (20) *Op. cit.*, p. 395.
- (21) Etzioni, *Amital Complex Organizations*. New York: The Free Press, 1961, pp. 288—295. 復讐雑誌「野々原 雑誌」培風館一九六七年。
- (22) 5729 Knopf, *op. cit.*, p. 27 以下。
- (23) *Op. cit.*, p. 137.
- (24) *Op. cit.*, pp. 207—208.
- (25) *Op. cit.*, p. 26.
- (26) 前掲 Southern California Business 以下。
- (27) Knopf, *op. cit.* pp. 27—28.
- (28) *Op. cit.*, p. 397.
- (29) 前掲 Report of the National Advisory Commission on Civil Disorders の一三九ページ以下一八五ページ 参照。
- (30) *Op. cit.*, p. 30.
- (31) Ponting, *op. cit.*, p. 395.
- (32) Williams and Erchak, *op. cit.*, p. 28.
- (33) *Op. cit.*, p. 400.
- (34) 前掲 Southern California Business 以下。
- (35) Los Angeles *Herald-Dispatch*, February 4, 1971.
- (36) *Op. cit.*, pp. 122—123.
- (37) *Ibid.*, p. 123.
- (38) *Op. cit.*, pp. 28—29.
- (39) *Op. cit.*, p. 28.
- (40) *Op. cit.*, p. 29.
- (41) *Op. cit.*, pp. 29—30.
- (42) *Op. cit.*, pp. 43—44.
- (43) 前掲「一六ページ」。
- (44) Shibutani, Tamotsu *op. cit.*, p. 200.
- (45) *Op. cit.*, p. 399.
- (46) *Op. cit.*, p. 42.
- (47) 前掲四七一—五二二ページ。

(静岡大学助教授)